

旭川医科大学病院化学療法プロトコル審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院化学療法プロトコル審査委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院化学療法プロトコル審査委員会規程（平成19年旭医大達第26号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 外来化学療法センター長	(1) 外来化学療法センター長
(2) 外来化学療法センター副センター長	(2) 外来化学療法センター副センター長
(3) <u>化学療法に携わる診療科（内科及び外科にあつては領域）の教員 各1名</u>	(3) <u>内科系の教員のうちから 3人</u>
(削除)	(4) <u>外科系の教員のうちから 3人</u>
(4) 薬剤師のうちから 2人	(5) 薬剤師のうちから 2人
(5) 看護師のうちから 3人	(6) 看護師のうちから 3人
(6) 管理栄養士のうちから 1人	(7) 管理栄養士のうちから 1人
(7) 経営企画部副部長（医療情報担当）	(8) 経営企画部副部長（医療情報担当）
(8) 経営企画課長	(9) 経営企画課長
(9) その他委員長が必要と認めた者	(10) その他委員長が必要と認めた者
2 前項第3号から第6号まで及び第9号の委員は、病院長が委嘱する。	2 前項第3号から第7号まで及び第10号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第3号から第6号まで及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**【改正理由】**

施設基準の要件に合致するよう化学療法プロトコル審査委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。

(任期)

第5条 前条第1項第3号から第7号まで及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(略)